

午後1時開会・開議

○鈴木隆之議長 ただいまから令和8年第1回大田区議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

~~~~~

○鈴木隆之議長 まず、会議録署名議員を定めます。本件は、会議規則第131条の規定に基づき、本職が指名いたします。3番大森昭彦議員、48番寺田かずとも議員にお願いいたします。

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、会議規則第3条第3項の規定に基づき、議席の一部を変更いたします。
お諮りいたします。タブレット型端末に配信いたしました議席表のとおり変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
それでは、議席を移動願います。

~~~~~

○鈴木隆之議長 この際、区長から発言の申出がありますので、これを許します。

〔鈴木晶雅区長登壇〕

○鈴木区長 本日、令和8年第1回大田区議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび、まずは区政に関わる残念な事案が相次いで発生をしていることについてご報告をいたします。4月に発生した区立学校教員の逮捕は、子どもたちの安全と安心、そして保護者の皆様の信頼を揺るがす重大な不祥事であり、区長として強い憤りと深い遺憾の念を禁じ得ません。区といたしましても教育委員会に対し、児童の心のケアを最優先に、安心して学ぶことができる環境の整備を早急に進めるよう強く要請しました。

また、今月初めには、元大田区議会議員による政務活動費の不正受給が明らかになりました。公費の私的流用は断じて許されるものではなく、区議会におきまして、速やかな事実関係の解明と再発防止に向けた徹底的な議論がなされることを強く要請いたしました。

区といたしましては、今回発生した二つの事案に対しまして、区民の皆様からの信頼回復に向けて、教育委員会、区議会が取り組む対応策に全面的に協力してまいります。

さて、昨今の中東情勢の緊迫化は、原油価格の高騰や石油由来製品の供給逼迫などを通じ、日本経済全体に多岐にわたる影響を与えております。区においては、製造業や建設関係企業等、区内企業に対するヒアリングを継続しております。私も、この間、産業団体の総会等あるごとに現状のお話を聞く中で、厳しい状況を把握しており、ものづくりや建設工事に不可欠な潤滑油、シンナー、ビニール製品のほか、塗料や配管材等の入手が極めて困難な状況にあることを認識しております。その影響は、商業・サービス業、公衆浴場に至るまで広範に及んでおります。

本区においては、産業プラザのP i Oフロント1階に設置した特別相談窓口において、区内企業の皆様に対して、既存の融資制度や支援制度を活用するための情報提供をはじめ、課題解決に向けて専門的なサポートを提供しております。また、庁内に対しては物価上昇や資材不足に万全の体制を取るよう指示をしたほか、エネルギーコストの抑制に向け、全庁的な省エネ行動の周知徹底を図っているところでございます。今後も、引き続き中東情勢を注視しつつ、国・東京都の動向を踏まえるとともに、相互に連携を図りながら、区民生活や区内経済への影響状況を継続的に把握し、必要な支援策を機動的に講じてまいります。

次に、去る5月21日の記者会見では、子育てNo.1都市の実現に向け、大田区らしい特色ある施策の数々をご紹介いたしました。例えば、区立小学校における朝の居場所づくりでは、こどもの小学校への進学に伴い、仕事と子育ての両立が難しくなる、いわゆる朝の小1の壁に速やかに対処するため、朝7時30分から登校時間までの間、子どもたちの見守りを行う事業を、準備ができた学校から順次開始しております。区が独自に充実させてき

こうした取組は着実に成果として表れてきており、子育て世帯の皆様からも温かいご評価をいただいているところでございます。今後も、大田区ならではの視点を大切にしながら、子育て支援のさらなる充実に向けて全力で取り組んでまいります。

また、子育て世帯の皆様への支援につきましては、環境の充実にとどまらず、長引く物価高騰による生活への影響にもしっかりと目を向けて取り組んでおります。具体的には、物価高の影響を強く受けている子育て世帯への支援を目的とした大田区物価高対応子育て応援手当では、対象となるお子様1人当たり2万円の給付を行ってまいりました。2月19日より順次振込を行い、現時点で対象世帯の大半に手当の支給が完了してございます。引き続き、支給の対象となる本年3月末までにお子様生まれた世帯に対しても、速やかに支給手続きを進めてまいります。

また、国の重点支援地方交付金に加え、区の一般財源も活用した大田区生活支援給付金では、全区民を対象に、お一人当たり5000円の給付を行ってまいりました。他自治体に先駆け2月末から順次振込を実施しており、今月15日時点で対象世帯の8割近くの方々に給付を終えたところでございます。残りの世帯の皆様についても、引き続き迅速な支給を進めてまいります。

これらの給付事業においては、迅速かつ広範な対応が求められる中、全庁的な執行体制を整え、着実に給付金をお届けすることができました。現在もなお、先行きの見通せない不安定な社会情勢が続いておりますが、区はこれからも区民の皆様への安心な生活基盤を全力で支えてまいります。

次に、大田区子ども未来総合センターについてでございます。センターの開設に向けて、先月4月21日に大田区と東京都の間で、新たな児童相談体制構築に係る基本協定を締結いたしました。本協定では、センター内に大田区の子ども家庭センターと東京都の児童相談所を設置すること、また、新たに整備する一時保護所は、原則として大田区の児童が利用することとし、都区が連携・協働することにより、児童の視点に立った一時保護所運営を実現することなどを定めております。本協定は、大田の子どもたちの安全・安心を守り支えるために、都区連携により取り組む新たな児童相談支援に関する羅針盤であると考えております。8月1日のセンター開設に向け、都区でさらなる連携を図り、開設したその日から大田の子どもと家庭をしっかりと支えていけるよう、引き続き取組を進めてまいります。

次に、介護・福祉人材の確保・定着についてでございます。高齢社会の進行に伴う福祉需要の増大と生産年齢人口の減少により、介護・福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化が急務となっております。区では今年度、大田区福祉人材育成・交流センターが進めてきた各種事業を拡充するほか、有償ボランティアのマッチングやスポットワーカーの活用に対する支援を予定するなど、裾野を広げた人材確保策を強化いたしました。あわせて、福祉従事者が安心して働き、専門性を存分に発揮できる環境を整備するため、区独自のカスタマーハラスメント相談窓口を今月5月18日に開設いたしました。こうした取組に加え、国が推進する介護情報基盤の構築に向けたケアプランデータ連携などのデジタル化に必要な措置をさらに推進し、介護現場における負担軽減と生産性の向上を図ることで人材の定着につなげてまいります。

また、地域福祉の現場では、近年、つながりの希薄化や課題を抱えた方の孤立化等を背景に、民生委員・児童委員に担っていただく領域が拡大しています。こうした状況に鑑み、委員の皆様が将来にわたり安定して活動を継続できるよう、活動内容と役割の大きさを考慮した支援を講じてまいります。

今後も、介護・福祉サービスの現場で働く皆様や地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員の皆様への活動をしっかりと支え、全ての区民が安心して暮らせるまちの実現に向けた施策を、時期を逸することなく力強く推進してまいります。

最後に、本臨時会に提出いたしました案件は、令和8年度一般会計補正予算（第1次）のほか、その他議案13件、報告議案11件でございます。報告議案のうち2件は条例改正について専決処分を行い、そのご承認をお願いするものでございます。本補正予算案につきましては、現下の行政課題に速やかに対応するための予算、国や東京都の動向等に速やかに対応するための予算、当初予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算を計上しております。

一般会計における補正予算案の規模は25億8896万3000円となり、補正後の予算額は3711億1281万円となっております。第1次補正予算案に計上した事業のうち、現下の行政課題に対応するための予算から主なものを挙げますと、先ほど述べました介護事業者支援や民生委員・児童委員の活動支援のほか、低所得世帯等がエアコンを購入・設置する際の費用の助成に係る経費、木造住宅密集地域における感震ブレーカー設置支援の充実に係る経費等がございます。提出議案につきましては、いずれも後ほど上程いただいた際、順次ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

~~~~~

○鈴木隆之議長 事務局長に諸般の報告をさせます。

[高野事務局長朗読]

- 1 大田区議会臨時会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 執行機関の出席について(2件)
- 4 議案の訂正について
- 5 辞職願

なお、令和8年5月21日付け、大田区告示第431号による、

- 1 副議長選挙
- 2 特別委員会中間報告
- 3 常任委員及び議会運営委員選任

の3件が、追加付議事件として告示されたことをご報告いたします。

辞 職 願

このたび一身上の都合のため令和8年4月30日付けで議員を辞職いたしたいので許可くださるようお願いいたします。

令和8年4月30日

大田区議会議員 松本洋之

大田区議会議長 鈴木隆之様

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、会期についてお諮りいたします。この臨時会の会期は、本日から5月27日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、議案の訂正について申し上げます。ただいま事務局長に報告させましたとおり、第51号議案について区長から訂正願が提出されました。本職において許可いたしましたので、ご報告いたします。

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、議員の辞職について申し上げます。ただいま事務局長に報告させましたとおり、松本洋之議員から令和8年4月30日付けで議員の辞職願が提出されました。本件については、地方自治法第126条の規定に基づき、本職において許可いたしましたので、ご報告いたします。

~~~~~

○鈴木隆之議長 本日の日程に入ります。

日程第1を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第1

副議長選挙

- 鈴木隆之議長 これから投票をもって副議長選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

- 鈴木隆之議長 お諮りいたします。会議規則第30条第2項の規定に基づき、立会人に6番押見隆太議員、45番宮崎かずま議員を指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 鈴木隆之議長 ご異議なしと認めます。よって立会人に押見隆太議員並びに宮崎かずま議員を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

- 鈴木隆之議長 もし書き損じの場合は、それと引換えに代替りの用紙を差し上げますので、お申出願います。
投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 鈴木隆之議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[投票箱点検]

- 鈴木隆之議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼をさせます。

[高野事務局長朗読]

[各議員投票]

- 鈴木隆之議長 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 鈴木隆之議長 投票漏れなしと認めます。投票は終了いたしました。
開票を行います。押見隆太議員並びに宮崎かずま議員、立会いをお願いいたします。

[投票点検]

- 鈴木隆之議長 事務局長に選挙の結果を報告させます。

[高野事務局長結果朗読]

出席総数 47名

投票総数 47票

有効投票 35票

無効投票 12票

うち白票 11票

有効投票中

伊佐治 剛議員 35票

以上でございます。

- 鈴木隆之議長 ただいま報告させましたとおり、有効投票の多数を得られました伊佐治 剛議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○鈴木隆之議長 ただいま副議長に当選されました伊佐治 剛議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定に基づき、本席より口頭をもって当選の旨を告知いたします。

伊佐治 剛副議長からご挨拶があります。

〔伊佐治 剛副議長登壇〕

○伊佐治副議長 ただいま副議長に選任をいただきました伊佐治 剛でございます。大変身の引き締まる思いでございます。正直なところ、様々思いがあるわけではありますが、区議会の諸問題を抱えている今の状況を、鈴木議長をお支えしながら解決へと導いていきたいと思っておりますので、この1年間、皆様のご協力をいただければ幸いです。

以上で副議長の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって挨拶を終わります。

~~~~~

○鈴木隆之議長 次に、事務局長から特別委員の辞任願について報告させます。

〔高野事務局長朗読〕

令和8年5月26日

大田区議会議長

委員氏名 伊佐治 剛

辞 任 願

今般、一身上の都合により、交通政策調査特別委員を辞任したいので、大田区議会委員会条例第12条の規定により許可されるようお願いいたします。

○鈴木隆之議長 ただいま事務局長に報告させましたとおり、交通政策調査特別委員伊佐治 剛議員から特別委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第12条の規定に基づき、これを許可いたします。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第2を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第2

シティプロモーション・スポーツ調査特別委員会中間報告

区の広報戦略について ほか3件

○鈴木隆之議長 シティプロモーション・スポーツ調査特別委員長の報告を求めます。

〔18番秋成おさむ議員登壇〕

○18番(秋成おさむ議員) ただいま上程されましたシティプロモーション・スポーツ調査特別委員会の中間報告について申し上げます。

本委員会は、スポーツ・観光を通じたまちづくりにより、区に魅力を感じ国内外から来訪する人々が増加し、選ばれるまちとなるよう、また、地域がにぎわいあふれて区民が愛着・誇りを持てるまちとなるよう、多様な視点から調査・研究を行ってまいりました。

初めに、区の広報戦略について申し上げます。

区は、大田区基本構想を実現するための方針として、シティプロモーションの強化を位置づけております。令和7年度は新たな大田区シティプロモーション戦略とアクションプラン第1期に基づき、子育て世帯を中心に、大田区の暮らしの価値を発信する取組を強力に推進したとこのことでございます。

具体的には、子育て世帯向けのイベントや地域資源の情報を大田区シティプロモーションサイト「ユニークおた」やSNSを通じて継続的に発信しました。また、広報専門人材の登用などにより市内のプロモーション体制の強化を図ったほか、大手住宅情報ポータルサイトへの区のコンテンツ掲載など、区外在住者への情報発信機

会も積極的に捉えたとの報告がございました。あわせて、令和8年2月には、大田区シティプロモーション戦略推進会議を開催し、区制80周年に向けた取組など意見交換を行ったとの報告がありました。委員からは、広報専門人材の知見を全庁展開し、広報スキルの向上を図ること、また、戦略推進会議の年複数開催を求める意見がありました。

本委員会としては、シティプロモーションの推進により、大田区の暮らしのよさを区の価値として見つめ直し、特に子育て世帯を中心とした区民のウェルビーイングにつながるよう、引き続き区の広報戦略について調査・研究を行ってまいります。

次に、シティプロモーションに係る区民協働の推進について申し上げます。

区は、シティプロモーションをより効率的・効果的に実行していくためには、区が区民、事業者等と協働・連携することが重要であり、大田区全体が一丸となって、それぞれが当事者としてシティプロモーションに取り組み、積極的な情報発信をしていくことが地域力の向上にもつながるとしています。

本委員会としては、大田区シティプロモーションをより効率的・効果的に実行していくための区民協働の推進について、引き続き調査・研究を行ってまいります。

次に、観光のまちづくりについて申し上げます。

1点目、大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」は、令和7年度に区内外138のイベントに参加し、公式Xのフォロワー数が本年3月末時点で1万2000人を超えるなど、認知度を着実に高めております。また、大田観光協会ECサイトでのグッズ販売を開始したほか、企業との連携も進めるなど活動領域を広げているとの報告がありました。委員からは、ECサイト開設を契機に新たなグッズの展開を期待する意見がございました。

2点目、大田観光協会事業として、本年2月に区の魅力の再発見・再認識につなげることを目的とした大田区学検定が初めて開催されました。192名が受検し、参加者からは、改めて大田区のよさを知ることができた、大田区愛が増したなどの声があったとの報告がございました。

本委員会としては、観光を通じ区内外の方へ大田区の魅力を届けるとともに、区内での滞在や回遊、消費に結びつけていく観光施策について、今後も研究をより深めてまいります。

次に、スポーツ資源の活用による地域活性化について申し上げます。

1点目、第42回大田区区民スポーツまつりは、区内全39会場で開催され、総来場者数は約1万2000名に上りました。元世界ランキング1位の桃田賢斗選手によるバドミントニックは定員を大きく上回る応募があるなど、大きな注目を集めたとの報告がありました。

2点目に、区は、区民がランニング・ジョギングに気軽に取り組めるきっかけをつくり、スポーツ実施率の向上及び健康増進を図ることを目的に、本年1月、おおたランニングフェスティバル2026を開催しました。延べ9800名が参加し、これまでで最多の参加人数となったとの報告がありました。

3点目、部活動の地域連携・地域展開について、区は、令和5年度から令和7年度にかけて検討会を計6回開催し、モデル事業の成果や今後の検討事項などを報告書にまとめました。委員からは、保護者や生徒、教員の意見を聞きながら丁寧に進めてほしい、教員の負担軽減と指導したい教員の意向とバランスを取るべきとの意見がありました。

4点目、大田区総合体育館について、区施設として初となるネーミングライツ契約が締結され、本年4月1日より、愛称EBARA WAVEアリーナおおたとして新たな一步を踏み出しているとの報告がありました。

本委員会としては、「する」「みる」「支える」の三つの視点に立ったスポーツの充実を図り、区民の健康増進とまちの活力をより高めていくため、引き続き調査・研究を行ってまいります。

ここまで、本委員会の調査・研究経過を述べてまいりました。

令和8年度は大田区制80周年という大きな節目の年に当たります。記念事業と連動したシティプロモーションを展開し、シビックプライド及び定住意向の向上を目指す取組をさらに推進していくことが必要であります。

観光施策の取組としては、依然として高い水準にあるインバウンド需要を捉え、受入れ体制を強化するとともに、大田観光協会をはじめとする関係団体との連携の下で、区内回遊及び地域経済の活性化につながる仕組みづ

くりが重要です。

スポーツ推進としては、日本で初めて開催された東京2025デフリンピックにおいて、大田区では2会場が競技会場となり、全庁的に機運醸成に取り組みました。デフリンピックが地域共生社会への理解を促進するなど、スポーツの様々な価値を改めて示したように、スポーツの多様な機会を創出し、区民のスポーツ実施率のさらなる向上と健康増進を図ることが求められております。

区民満足度を高め、住み続けたいまちとなるには、シティプロモーション・観光・スポーツの取組が相互に連動し、区の魅力を内外に広げていくことが欠かせません。これらの取組が着実に成果につながるよう、今後もより一層目的に沿った多様な視点・観点からの調査・研究を行う必要性を強調し、シティプロモーション・スポーツ調査特別委員会の中間報告といたします。

なお、詳細につきましては、お手元の報告書をご一読いただきますようお願いいたします。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもってシティプロモーション・スポーツ調査特別委員会中間報告を終わります。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第3を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第3

交通政策調査特別委員会中間報告

交通網整備等に関する対策について ほか3件

○鈴木隆之議長 交通政策調査特別委員長の報告を求めます。

[21番小峰よしえ議員登壇]

○21番(小峰よしえ議員) ただいま上程されました交通政策調査特別委員会の中間報告について申し上げます。

本委員会では、交通網整備等に関する事業、自転車対策及び交通安全に関する事業のほか、臨海部の開発及び産業活性化等に関する事業について様々な検討を行い、また、京急空港線加算運賃については、早期廃止に向けて、専門的に調査・研究を行ってまいりました。

初めに、交通網整備等に関する対策について申し上げます。

新空港線については、区内東西交通の分断解消に向けて、区が整備を目指している路線であります。整備主体である羽田エアポートライン株式会社及び営業主体である東急電鉄株式会社が連名で国土交通省へ申請した速達性向上計画が令和7年10月3日に認定されたことで、新空港線第一期整備が鉄道事業として許可され、都市計画及び環境影響評価の手続きを経て工事着手となる見込みであります。委員からは、これまでに引き続き、区民への説明と対話により、多くの賛同を得るために努力するとともに、新空港線と合わせて整備する蒲田のまちの将来像についても区民にアピールすることが重要であるとの意見がありました。

本委員会としては、事業計画について区民により分かりやすく情報提供することを求めていくとともに、今後の新空港線整備事業の動向を注視し、事業効果等について調査・研究してまいります。

また、たまちゃんバスについては、令和7年度上半期の利用者数は前年度と比較して増加となった一方で、EVとディーゼルの2台での経費となり、実績を踏まえた令和7年度の収支率は45.6%を予測しているとのことであります。委員からは、コミュニティバスが継続して運行していくということが一番大事なことであり、引き続き、事業費の削減、周知徹底を行い、利用者を増やしていく努力を進めていくことを求めるという意見がありました。

本委員会としては、たまちゃんバスの運行状況を注視し、運行継続に向け、収支率や利用率を向上させるための区の取組について調査・研究してまいります。

また、公共交通不便地域の改善については、田園調布地域と中馬込地域において先行して対策を講じる予定としており、令和7年度に対象地域のニーズ調査、令和8年度に地域連携・協働体制の構築、運行計画等の策定、

令和9年度以降に実証運行開始を予定しているとの報告がありました。委員からは、これまでの取組の知見等を活かしながら、導入して終わりではなく、継続した取組についても地域の皆様と一緒に検討を進めていただきたいとの意見がありました。

本委員会としては、今回の取組の状況等を注視し、引き続き交通不便地域の改善に向けて調査・研究してまいります。

次に、自転車対策及び交通安全について申し上げます。

区は、自転車乗車用ヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメット購入費用の一部を助成する事業を実施しておりました。助成制度を終えた今後の予定については、区内のヘルメット着用率が低いことから、着用率向上に向けた取組を強化していくとしており、引き続き効果的な啓発手法について検討を進めていくとのことでありました。委員からは、助成しても着用率が上がるものではないと数値でも分かるため、まずは自転車の走行ルールやヘルメットの重要性についての意識啓発を最優先に行ってほしいとの要望がありました。

本委員会としても、自転車利用時における安全対策について、今後も引き続き調査・研究してまいります。

また、交通安全について、区からは、令和6年度中の区内の交通事故発生件数は前年に比べて77件減少しているものの、23区で比較すると、事故発生件数は3番目に多く、死傷者数は最も多い結果となったとの報告がありました。委員からは、年齢層別死者数を見ると30代から50代が多く、働き盛りの年代のため、移動距離が多いことが原因の一つだと推察されるが、警視庁とも引き続き連携を取り、各企業に交通安全のチラシを配付するなど、啓発活動を行ってほしいとの要望がありました。

本委員会としては、交通安全計画に基づき実施される様々な交通安全施策の実施状況及びその成果について今後も注視していくとともに、交通事故防止に向けた交通ルールの徹底や交通マナーの向上を図る取組について、引き続き調査・研究してまいります。

次に、羽田空港に関する事業を除く臨海部の開発及び産業活性化等に関する事業について申し上げます。

東京都知事の附属機関として設置されている東京都港湾審議会の第103回が令和8年1月に開催され、港湾整備負担金部会の報告及び東京港港湾計画の軽微な変更(案)と東京港港湾隣接地域の解除(案)の報告がなされました。

港湾環境整備負担金は、臨港地区、港湾区域内において1万平米以上の面積で事業を行っている事業者に対し、港湾環境の整備や保全をするための工事費用の一部を負担していただく制度であり、負担金の総額は3940万円となる旨の説明がありました。

港湾計画の変更としては、大井コンテナふ頭と13号地客船ふ頭の2か所が変更対象となり、大井コンテナふ頭は機能強化に向けた再編整備を行う計画の中で、2.1ヘクタールの区域をふ頭用地として新たに追加変更することでありました。

港湾隣接地域の解除については、江東区の新砂にある私有水面の埋立てに伴い、解除することでありました。

本委員会としては、区が策定している空港臨海部グランドビジョン2040による空港臨海部のまちづくりが、区内産業の活性化など区民生活の向上に資するものとなるよう、東京都等の取組も注視しながら、引き続き調査・研究してまいります。

次に、京急空港線加算運賃については、令和元年10月1日に120円引き下げられ50円となっております。区からは、加算運賃に関する資本費コスト及び回収額の5年間の推移状況について報告がありました。

本委員会としては、加算運賃についてはあくまで廃止を求めるものであり、回収状況を注視しつつ早期実現に向けて、引き続き調査・研究してまいります。

以上、本委員会の調査経過を述べてまいりましたが、区に対しては、深刻化するバス運転手不足など、区内の公共交通を取り巻く環境も大きく変化している中、多様化する交通ニーズに対応していくため、新たな技術やサービスを活用した施策に取り組み、誰もが安全・安心に移動できる交通環境の整備をより一層進めていくことが求められております。

本委員会では、地域ごとに様々な特性を持つ大田区に適した安全・安心な交通環境の実現や臨海部の魅力的なまちづくりなどを推進するため、今後も様々な角度・視点から調査・研究を行っていく必要性を強調し、交通政策調査特別委員会の中間報告といたします。

なお、詳細につきましては、報告書をご一読くださるようお願い申し上げます。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって交通政策調査特別委員会中間報告を終わります。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第4を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第4

羽田空港対策特別委員会中間報告

羽田空港の跡地利用について ほか2件

○鈴木隆之議長 羽田空港対策特別委員長の報告を求めます。

[9番馬橋やすとき議員登壇] (拍手)

○9番(馬橋やすとき議員) ただいま上程されました羽田空港対策特別委員会の中間報告について申し上げます。

本委員会は、羽田空港が大田区と共存共栄し、世界とつながる日本の玄関口にふさわしい拠点となるため、羽田空港の跡地利用、空港機能及び羽田空港に関する事業について、多岐にわたり調査・研究を重ねてまいりました。

初めに、空港跡地利用について申し上げます。

羽田空港跡地第1ゾーン整備事業では、過去の経緯や計画、地域の意見等を踏まえ、平成27年7月に策定された羽田空港跡地第1ゾーン整備方針に基づき、新産業創造・発信拠点の形成を目指し、公民連携によるまちづくりが進められています。

まず、(仮称)羽田空港公園については、民間事業者の提案による設計、施工、管理運営を行うDBO方式と、公募設置管理制度、Park-PFIを併用して事業を進めており、令和7年度は事業予定者が決定したことを受けて、公園の整備計画、管理・運営方針などの説明会を5月に行い、11月上旬には「HANEDAオアシス」と題し、導入予定の遊具の体験、キッチンカーによる飲食提供など、当該公園予定地の一部を活用し、愛着醸成、認知度向上に向けて実施したとの報告がありました。あわせて、当該公園の利活用について利用者が主体的に考え話し合うワークショップを実施し、幅広い年代の方々が参加し、活発な意見交換がなされたとのことです。委員からは、ワークショップ等を通じて、参加者のみでなく区民の愛着醸成を図っていくことも事業者の役割であり、今後もこれを踏まえ展開することを望むとの意見・要望がありました。

続いて、区と事業契約を締結している羽田みらい開発株式会社が整備した羽田イノベーションシティは、令和5年11月16日にグランドオープンを迎えました。令和7年秋には、ロボット実証実験・展示のほか、羽田猟師町のまち歩きツアーなどの秋ふえすや、和とサイバーパンクを掛け合わせ、ゲーセンコーナーや足湯DJなどの様々なコンテンツが実施されたナイトタイムイベント「ハネダ夜街」が開催され、それぞれ多くの来場者があったとの報告がされました。

本委員会としては、第1ゾーンの開発に当たっては、区内への経済波及や人流の創出に資する取組を注視すること、また、(仮称)羽田空港公園の整備においては、利用者ニーズを的確に捉え、土地が有するポテンシャルを効果的に発揮する空間の創出を目指すことを引き続き求めてまいります。

次に、羽田空港の機能強化について申し上げます。

羽田空港の機能強化について、これまで国から示された提案には、新飛行経路の運用を開始し、国際線の増便が行われるとともに、南風運用時においてB滑走路西向き離陸や都心上空飛行ルートなどの飛行経路案が含まれていたため、本区では提案当初より区民生活への影響を懸念しており、区議会においても、住民への丁寧な説明

や騒音対策、落下物対策を含む安全対策等について、あらゆる機会を捉えて国に対して要望を行ってきたところであります。

区からは、令和7年12月に第7回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会が国において開催され、現在の滑走路の使い方を前提とした上で、今後、羽田空港に導入される可能性のある飛行方式について技術的な検討がされたとの報告がありました。委員からは、歴史的経緯の中で決められた羽田空港における運用を認識し、引き続き国へ徹底した安全管理と低騒音機の導入に関する声を上げることが求める意見・要望がありました。

本委員会では、機能強化による新飛行経路の運用や国際線の増便は、今後の区民と羽田空港の在り方を左右する大変重要な課題であると捉えており、今後も、共存共栄を望む地元区として、新飛行経路の運用状況を注視し、国が示している各種対策の確実な実施や、さらなる対策の強化を求めてまいります。

次に、羽田空港に関する事業について申し上げます。

区内には、航空機騒音による影響を調査するため、固定測定局として、区が設置した常時測定を行っている測定局が3か所、国が設置している測定局が2か所あり、騒音測定結果等の報告が区からありました。また、この固定騒音測定局での測定に加えて、国が経路下に設置した17局の測定局において短期測定が実施され、常時騒音測定及び短期測定騒音調査の結果は、いずれも環境基準を下回っているとの報告がありました。

本委員会としては、今後も区内騒音測定局における測定結果を注視し、区に対して、空港を抱える地元区として、区民の騒音影響軽減に資するあらゆる取組の実施を国に要望することを求めてまいります。

続いて、航空機の安全確保に関して申し上げます。

令和6年1月2日に発生した羽田空港航空機衝突事故については、航空の安全確保に対する信頼を揺るがしかねない事案であり、区議会として、特別区議会議長会を通じた国土交通省への安全確保に関する要望書提出について本委員会が取りまとめました。また、国の羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会の中で、衝突事故の中間取りまとめで提言された対策の進捗状況や、法改正等の措置について協議が行われたと区から報告がありました。

本委員会としても、羽田空港において同様の事態が二度と起こることのないよう、原因の究明及び再発防止の徹底並びに丁寧な情報提供を実施することを求めるとともに、経過報告及び航空の安全確保に対する国の取組を引き続き注視してまいります。

以上、本委員会の調査経過を述べてまいりましたが、羽田空港をめぐっては、空港跡地における新産業創造・発信拠点の形成と空港周辺部のまちづくり、機能強化に基づく新飛行経路やそれに伴う騒音等の区民生活への影響、さらには羽田空港衝突事故の再発防止をはじめとする安全対策等、重大かつ緊急な対応が求められる課題が多岐にわたっております。本委員会の使命は、諸課題に対して区民の思いを十分に反映した対応をしていくことであります。今後も、大田区と空港が共存共栄し、共に発展できるまちづくりの実現に向け、精力的に調査・研究を行うことの必要性を強調し、本委員会の中間報告といたします。

なお、詳細につきましては、報告書をご一読くださるようお願い申し上げます。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって羽田空港対策特別委員会中間報告を終わります。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第5を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第5

防災安全対策特別委員会中間報告

防災対策について ほか2件

○鈴木隆之議長 防災安全対策特別委員長の報告を求めます。

[32番犬伏秀一議員登壇]

○32番(犬伏秀一議員) ただいま上程されました防災安全対策特別委員会の中間報告について申し上げます。

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を重ねてまいりました。

初めに、防災対策について申し上げます。

区は、令和7年度に防災会議を2回開催し、首都直下地震の発生を想定した各種検討を行ったとのことでした。あわせて、大田区地域防災計画を地域の防災力強化につなげ、常に実効性のある計画とするため、これまでの実動訓練の成果や、区内で発生した豪雨災害への対応等を反映した本計画の概案を作成していくとのことでした。また、各種被害を想定した訓練の一環として、東京都が実施する防災船着場を活用した水上輸送訓練に併せて、区内の防災船着場から区施設や災害拠点病院等への物資輸送訓練を実施したとの報告がなされました。委員からは、災害時に防災船着場を円滑に活用できるよう、鍵の管理・解錠方法の見直しや電子錠の導入等を含め、実効性のある運用体制を検討していただきたいとの要望がありました。

本委員会では、新たな被害想定を踏まえ、予期される首都直下地震へのさらなる備えについて、引き続き研究を重ねてまいります。

次に、令和7年9月11日の豪雨では、短時間にこれまで経験したことのない猛烈な雨が降り、区内で床上・床下浸水と認められる、り災証明書の発行件数が、令和8年3月2日時点で591件に上るなど、大きな被害が発生いたしました。区からは、災害対策本部の設置や本部会議等の開催により、庁内で被害状況や今後の対応方針を共有しながら対応を進めたとの報告がありました。委員からは、突然、警戒レベル5の緊急安全確保が発令されたことを踏まえ、避難情報の発表の在り方について質疑がありました。これに対し区からは、今回の教訓を踏まえ、内水氾濫時の避難情報発令基準の整備など、対応の強化を検討していくとのことでした。

このほか、区は、大規模災害から区民の生命と財産を守るため、災害対策基本法及び大田区地域防災計画等に基づき、大田区総合防災訓練を行っております。令和7年度は、大規模災害の発生を想定し、従来から実施している地域の訓練及び学校防災活動拠点の訓練等との連動を図りながら、総合防災訓練を実施したとの報告がなされました。また、防災への関心をより一層高めるため、臨場感や没入感のある水災の疑似体験を通じた全員参加型の体験学習として、体感型防災アトラクションを実施したとの報告がありました。参加者は、制限時間内にミッションのクリアを目指す中で、災害時に取るべき適切な避難行動について学習する機会となったとのことでした。委員からは、総合防災訓練における簡易トイレの啓発について、使用方法の説明に加え、参加者が自宅で実際に試用することの重要性についても周知するよう要望がありました。

本委員会では、災害時に区民が適切な行動を取ることができるよう、地域の様々な声を担当部署と共有しながら、より効果的な防災意識の醸成の場をつくり上げるため、引き続き調査・研究を行ってまいります。

さらに、区から、大規模な地震が発生した場合に備え、前年度に引き続き、緊急医療救護所開設・運営訓練を実施したとの報告がなされました。令和7年度は、開設時の訓練として、医療関係者の参集状況の確認、備品・医薬品の搬出、施設の設営・展開等を行う訓練とともに、傷病者を受け入れる際の動線の確認を行ったとのことでした。委員からは、新たに軽症者救護所として開設された矢口中学校では、中学生の参加も予想されることから、災害時にどのように協力ができるか学ぶ機会となるよう、生徒への周知を図っていただきたいとの要望がありました。

本委員会では、大規模災害から区民の生命と健康を守るため、平時から様々な事態を想定した備えを求めるとともに、実効性のある取組について、引き続き調査・研究を行ってまいります。

次に、危機管理対策及び地域防犯対策について申し上げます。

区における特殊詐欺被害は、令和7年の1年間で前年比46件減である一方、被害額は前年比約7億2500万円増と非常に大きな社会問題となっています。区からは、あらゆる機会を通じて広報活動を行っているが、特殊詐欺被害の撲滅のためには継続的な啓発が必要であること、また、昨今、若者の特殊詐欺被害が増加傾向にあることを踏まえ、SNSでの啓発動画の配信等、被害防止効果の高い様々な広報ツールを活用していくことの報告がありました。委員からは、各世代に合わせた的確な手段を用いて、高度化する特殊詐欺被害の現状や対応策について、引き続き周知を図るよう要望がありました。

本委員会では、引き続き、区に対し地域防犯対策のさらなる強化を求めるとともに、予防策の効果的な広報・啓発方法について、さらなる調査・研究を行ってまいります。

以上、本委員会の調査経過及び審査経過を述べてまいりましたが、令和7年9月11日に発生した大田区豪雨は、これまでに経験したことのない豪雨災害であり、その教訓を速やかに区の防災対策に反映する仕組みを構築することの重要性を再認識する1年となりました。区においても、変化する生活様式や価値観を的確に捉えた危機管理対策を進めていく必要があります。

一方、地域防犯対策についても、地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐことで安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓も踏まえつつ、東日本大震災や熊本地震等のこれまでの災害から得られた経験と教訓を活かし、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じた防災対策を進めていくことが欠かせません。

さらに、数十年に一度と言われる大規模な風水害が毎年のように全国各地で発生している中、令和7年大田区豪雨の教訓を活かした実効性のある対策が求められています。このような災害による被害を最小限に抑えるためには、区民、地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることにより、区と地域における防災対策を一層強化する必要があります。

区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層多様な視点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会の中間報告といたします。

なお、詳細につきましては、報告書をご一読くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○鈴木隆之議長 以上をもって防災安全対策特別委員会中間報告を終わります。

~~~~~

○鈴木隆之議長 日程第6を議題とします。

[高野事務局長朗読]

日程第6

第44号議案 令和8年度大田区一般会計補正予算(第1次) ほか24件

○鈴木隆之議長 理事者の説明を求めます。

○川野副区長 ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第44号議案は、令和8年度大田区一般会計補正予算(第1次)で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億8896万3000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3711億1281万円となります。歳入で追加する内容は、国庫支出金、繰入金などでございます。歳出で追加する内容は、福祉費、衛生費などでございます。このほか、債務負担行為の補正として追加1件をお願いしております。

第45号議案は、大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生屋(さい)星資料館改築その他工事請負契約について、契約の相手方は青木あすなろ・湯建・蔵王建設工事共同企業体、契約金額は97億6800万円でございます。

第46号議案は、大田区立安方中学校校舎改築その他工事(Ⅱ期)請負契約について、契約の相手方は北信・河津建設工事共同企業体、契約金額は21億9450万円でございます。

第47号議案は、大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事(長寿命化)請負契約について、契約の相手方は株式会社鏑谷工務店、契約金額は7億3700万円でございます。

第48号議案は、大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事(Ⅱ期)請負契約について、契約の相手方は幸建設株式会社、契約金額は2億1065万円でございます。

第49号議案は、大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事(Ⅱ期)請負契約について、契約の相手方は横山建設株式会社、契約金額は2億119万円でございます。

第50号議案は、大田区役所本庁舎空調設備改修その他工事請負契約について、契約の相手方は大田空調衛生

協同組合、契約金額は2億1560万円でございます。

第51号議案は、仮称羽田空港公園整備工事請負契約についてで、契約の相手方は株式会社かたばみ、契約金額は13億2000万円でございます。

第52号議案は、大田区ふれあいすぬま校舎棟取壊しその他工事請負契約についてで、契約の相手方は門倉・カイトイ建設工事共同企業体、契約金額は4億4253万円でございます。

第53号議案は、大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約についてで、契約の相手方は第一・酒井建設工事共同企業体、契約金額は2億5905万円でございます。

第54号議案は、大田区役所本庁舎中央エレベーターリニューアル工事請負契約についてで、契約の相手方は東芝エレベーター株式会社東京支社、契約金額は10億540万円でございます。

第55号議案は、大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の変更についてで、契約金額を当初の18億1516万7200円から19億6473万2000円に変更するものでございます。

第56号議案は、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）請負契約の変更についてで、契約金額を当初の5億8300万円から6億2317万2000円に、工期を当初の令和8年7月31日から令和8年8月14日に変更するものでございます。

第57号議案は、大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－1、2ほか）取壊し工事請負契約の変更についてで、契約金額を当初の3億2791万円から3億8481万3000円に変更するものでございます。

報告第15号は、条例改正の専決処分の承認についてで、地方税法等の改正に伴い、大田区特別区税条例の一部を改正する条例を本年4月1日から施行する必要があったため、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

報告第16号は、条例改正の専決処分の承認についてで、地方税法等の改正に伴い、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を本年4月1日から施行する必要があったため、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

報告第17号は、区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告についてで、住民票の除票の写しの誤交付による損害発生事故ほか2件について報告するものでございます。

報告第18号は、呑川合流改善貯留施設貯留管設置工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の51億8782万円から54億4703万5000円に変更いたしました。

報告第19号は、大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の54億1200万円から54億8072万8000円に変更いたしました。

報告第20号は、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の33億7700万円から34億5186万6000円に、工期を当初の令和8年7月31日から令和8年8月14日に変更いたしました。

報告第21号は、大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の12億1000万円から11億8967万2000円に変更いたしました。

報告第22号は、大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の8億2478万円から8億4471万2000円に変更いたしました。

報告第23号は、大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の4億6200万円から4億7757万6000円に変更いたしました。

報告第24号は、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告についてで、工期を当初の令和8年7月31日から令和8年8月14日に変更いたしました。

報告第25号は、大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の34億1000万円から34億7563万7000円に変更いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長 質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

[46番奈須利江議員登壇]

○46番(奈須利江議員) フェアな民主主義、奈須利江です。第44号議案、補正予算につきまして質疑いたします。

本補正予算の基本的な考え方として、現下の行政課題に速やかに対応するため、区の説明により、現下の行政課題として防災、安全・安心、DXなど、国や東京都の動向等に速やかに対応するため、当初予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算が計上されていると説明を受けましたが、大田区における現下の優先すべき行政課題はこれだけですか。

格差、貧困、区民の金融資産の目減りなど、区民生活の悪化をもたらす状況の変化は今なおやまず続いています。これらの課題への国、都、区などが講じている対策は十分だということですか。

本予算を計上することで、格差や貧困や区民の金融資産の目減りはさらに拡大しませんか。

特定の個人の資産形成につながる税投入はよしとしてこなかったというのが日本の財政の考え方であり、区の立場で、過去の議会答弁で区長も大田区もそのように答弁してきました。一部、耐震、バリアフリーなど政策目的をかなえることを理由に助成をしています。今回のエアコン助成は安心・安全のためです。

そこで質疑いたします。そうなりますと、今後、個人の資産形成への税補助は全て可能になるのですか。安心・安全のためなら可能としたということですか。

都の予算計上後、本補正予算計上前に区は施策が決まったものとして取り扱ってきています。議会を開催して補正予算を計上する、専決処分するなどの対応を取らなかったのはなぜですか。議会軽視のみならず、議会制民主主義の軽視ではありませんか。

第51号議案 仮称羽田空港公園整備工事請負契約について質疑いたします。

この議案は、大田区の募集要項等に基づきプロポーザルで選定した業者と取り交わした協定に基づき、本契約を大田区行政と締結するための議案ですが、その間の議会の関与はありません。通常の工事請負契約は、誰もが確認できる詳細な基準の積み上げにより基本設計、実施設計などが行われ、質の担保がなされ、それに基づく入札が行われて、適正でより安価な価格や、公平公正で適正な選考が担保される仕組みと理解します。

そこで伺います。入札で守っている質や価格や公平公正で適正な契約であることの担保が、入札なしの本契約において守られていることを議会は客観的にどう確認できますか。

これら質や価格や公平公正さを守ってきた入札によらない、行政が選考し協定に基づくプロポーザルによる税金投入が増えていますが、入札も行っています。

そこで伺います。入札とプロポーザルに基づく税投入との違い、入札をすること、プロポーザルを行うことのメリット、デメリットについて、議会の関与が減っていることも含め、大田区の考えを求めます。

報告第18号 呑川合流改善貯留施設貯留管設置工事請負契約の専決処分の報告について伺います。

下水管が深く太くなり、鉄道ほか地下利用も増えています。地下の土壌には土だけでなく水も含まれます。今回の専決処分は、ボーリング調査をし直したところ、地下水位が当初の測定より3メートル高くなり、防水のための地盤改良がさらに3メートル地上近くまで必要になったことによるものです。

そこで伺います。地下水位の経年変化や季節変化など、長期的な把握はどこでどう行われていますか。地下利用が増える中、現状の地下水位の把握で安全・安心な地下利用は十分ですか。

報告第22号 大田区立新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事(Ⅱ期)請負契約の専決処分の報告について質疑いたします。

この専決処分には、建設資源広域利用センターを登録していたが、予定していた受入れ地における受入れが搬出開始前に終了となったため、東京都建設リサイクルガイドラインに基づき、搬出先を区に登録のストックヤードに変更する発生土壌処分場の変更のための専決処分です。今回に限らず、こうした残土の搬入先の変更が増えています。

そこで伺います。区は、公共工事等において残土排出量も踏まえた計画をしていますか。

公共事業の残土受入れの管理の中でも、23区の残土は、東京都は総量の管理を行っていますか。これは大都市事務ではないのですか。以上です。(拍手)

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○川野副区長 ただいまのご質疑に順次お答え申し上げます。

最初に、第44号議案につきまして、通告がございました5点の質問にお答え申し上げます。

最初に、1点目、2点目についてでございますが、社会経済情勢の変化の激しい現下におきましては、区が直面する課題は、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化、生活インフラの維持、医療・介護などセーフティネットの確保、地域経済の活力維持等、多岐にわたっております。これらの課題は独立したものと捉えるのではなく、各分野の施策相互の関連性、連続性を意識し、区民の皆様の生活の安心や地域の持続可能性を確保するための一体的な施策として、対応する人手や財源などの制約がある中で、優先順位と資源配分を適切に行うことを区政運営の基本的な考え方としていただいております。

具体的には、我が国の社会経済情勢を捉えた政府や東京都の施策と軌を一に、地域の発展につなげるよう、その施策効果を高めること、区の地域特性を踏まえた生活課題への対応や、激甚化する自然災害への備えなど、今なすべき行政課題に迅速に対応すること、そして暮らしの質やまちの価値を高め、持続的な発展を実現するため、未来志向の戦略的な投資を力強く進めること、こうしたことを継続して実践することによりまして定住を促進し、子育て世代に選ばれる自治体として、持続可能な自治体経営にもつながるものと認識してございます。施策の効果の評価等につきましても、単に規模や案件数などを捉えず、持続的かつ複眼的に捉える必要があるものと考えております。

そのような中で、区におきましては、刻々と変化する時代と状況の変化、これに伴い求められる課題に対し、政府の制度設計や東京都、そして大田区における実装を相互に連携させ、施策の前提となる基盤整備や運用面の充実を含め、バージョンアップを日々繰り返しながら、必要な改善を図っているところでございます。足りる、足りないと断定するものではなく、こうした日々の実践と将来に向けた備えの両面から課題を点検、改善し、議員の皆様と共に地域社会をつくるのが望ましいものと考えてございます。今回の補正予算は、こうした区政運営の基本的な考え方を基に編成したものでございます。

3点目及び4点目についてですが、基礎自治体にとりまして、区民の生命と財産を守ることは重要な役割、使命であり、防災・防犯対策をはじめ、昨今の危険な暑さから身を守る熱中症対策、感染症対策などを積極的に講じていくことが求められていると考えているところでございます。このたびの第1次補正予算案では、区民の皆様のかげがえのない命や健康、地域社会を守る観点での事業を予算化しており、格差、貧困の拡大や特定の個人の資産形成につながる税投入といったご指摘には当たらないものと考えてございます。加えて、東京都の補助事業が充実されたことを捉えまして、財源の確保の見通しを含めた総合的な見地から補助制度の創設に至ったものでございます。引き続き、補助制度につきましては、関係法令に則り、総合的な見地から対応してまいります。

5点目についてですが、専決処分は、地方自治法第179条の規定に基づき、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなどに行うものでございます。お尋ねのエアコン設置助成につきましては、財源といたしまして東京都の補助金を活用しますが、区民の皆様生命と健康を守ることを最優先に考えまして、この夏の暑さ対策といたしまして機を逸することのないよう検討を進め、第1次補正予算案として本臨時会に提出させていただいたところでございます。

続きまして、第51号議案につきまして、通告がございました2点の質問にお答え申し上げます。

事業者の選定につきましては、価格競争で選定を行う競争入札を基本といたしますが、本件のように実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から業務の履行に最も適した候補者を選定する必要があるものにつきましては、プロポーザルによる選定を行っております。区では、プロポーザルのガイドラインを整備し、透明性及び競争性を確保しつつ、適正な選定を行うとともに、契約手続きの公平性、公正性を保つてご

ざいます。

なお、本件につきましては、令和6年第2回定例会におきまして議決をいただきました羽田空港跡地第1ゾーン都市計画公園整備運営等事業者選定委員会条例に基づくプロポーザルを実施し、選定された事業者につきましても、令和7年3月3日の羽田空港対策特別委員会においてご報告をさせていただいております。

2点目についてでございますが、価格のみによる競争においては、競争入札により事業者を選定し、また、その事業の性質や目的が価格のみによる競争入札に適さない認められる場合におきましては、プロポーザルにより事業者を選定するものであり、どちらも既に議決いただいた予算の範囲内で選定を行うものでございます。重ねて申し上げますが、本件につきましては、議会でご議決いただきました条例に基づきましてプロポーザルによる事業者の選定を行っており、これまで議会にも十分関与していただきながら進めてきたところでございます。

報告第18号につきましては、まず国交省が策定したシールド工事の安全・安心な施工に関するガイドラインでは、シールドトンネル工事の地質調査は、対象地盤の地質状況及びその変化を把握するため、適切なボーリング調査を実施し、地下水の状況及びその変化等に必要な調査を実施することと定められてございます。本工事に際しても、東京都下水道局の設計の際に、貯留管工事を施工する約2キロの範囲で7か所の土質調査を実施してございます。さらに、工事契約後、シールド作業に先立ち2か所追加し、計9か所の土質調査と、そのうち2か所で地下水位観測を行います。シールドトンネルの設計・施工で重要となる地下水位は正確に把握する必要があるため、被圧水の有無も含めまして、年間の水位変化等、時間的な変化も調査しながら、工事対象範囲における土質の状況を正確に把握し、長期間の工事を安全に進めるため、地表面に影響が生じないよう安全管理にも努めてまいります。

報告第22号につきまして、通告がございました2点の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、区の公共施設の計画に当たりましては、敷地条件、施設需要、施設の使い勝手等を総合的に考慮し、建物の規模や構造等を決定してございます。これらを踏まえまして、建設発生土につきましては、その具体的な設計におきまして、埋め戻しや場内再利用などを検討し、排出の抑制に努めているところでございます。その上で、建設発生土の排出を行う場合は、東京都建設リサイクルガイドラインに基づきまして、積極的に有効活用を行ってございます。

2点目につきましては、東京都は東京都建設リサイクルガイドラインを作成し、建設発生土の取扱いの方針や手続き等を定めております。同ガイドラインにおきまして、公共工事の発注者及び受注者は、発生量や搬出先などをオンラインシステムに登録することとされておりまして、登録された情報を活用し、建設発生土等の工事間利用が実施されているところでございます。また、東京都では、こうしたリサイクルのシステムを実施するため、都と区市町村等との連絡調整に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○鈴木隆之議長 奈須議員、再質疑ですか。それでは演壇にて再質疑を許可します。

[46番奈須利江議員登壇]

○46番(奈須利江議員) 再質疑いたします。

補正予算ですけれども、求められる課題という答弁がありましたけれども、これは区民の個人の課題でしょうか、企業・団体にはなっていないでしょうか。

それから、選定委員会の議決をしたからということですが、結果として選定委員会に白紙委任にはなっていないでしょうか。

あと、東京都が総量を管理しているのは大都市事務になっているかどうかを伺いましたが、そのことについての答弁をいただいているようなんですが、お願いいたします。

○鈴木隆之議長 理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長 ただいまご質疑いただきました点につきましては、発言通告書には記載がないため、答弁は控えさせていただきます。

○杉山空港まちづくり担当部長 ただいま再質疑がございました第51号議案に関しまして、発言通告された内容につきましては先ほど川野副区長がお答えさせていただいたとおりですが、重ねて申し上げますが、今回の件に

つきましては、実績や透明性、あるいは専門性、技術力、企画力など、必要な様々な見地から業務の履行に最も適した候補者を選ぶということになります。また、こちらにつきましては、先ほどの答弁のとおり、条例に基づきまして委員会を設定し、そこで選定されたものであり、議会には十分関与していただきながら実施をしてきたものでございます。私からは以上です。

○河原田施設整備担当部長 ただいま再質疑がありました点につきましては、特別区協議会が大都市事務の範囲に関する都区の考え方として様々な事例を出しているところですが、そこには大都市事務としての記載はございません。

○鈴木隆之議長 以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、報告第17号から報告第25号に至る9件を除き、いずれも所管総務財政委員会に付託します。

~~~~~

○鈴木隆之議長 以上をもって本日の日程全部を終了いたしました。

お諮りいたします。来る5月27日午後1時に会議を開くことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまご着席の方々には改めて通知はいたしませんので、そのようにご了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時40分散会